

フランスの看護教育 —2009年カリキュラム改正とL-M-D学位システムの構築—

刀根 洋子
(Yoko TONE)

【要約】

ヨーロッパ高等教育改革は、大学教育化を検討してきたフランスの看護教育にとっても、重要な宿題であった。2009年に改正された看護教育カリキュラムでは、理論学習と実習を同比率にするというヨーロッパ指令の前提の下、3年間で5100時間のカリキュラムにより大学課程一般教育課程修了証書 (Licence Professionnelle) を与え、ヨーロッパ互換単位180クレジットを認定するという内容を定めた。専門学校の長い伝統の上に、学位システムを組み込んだ教育課程の内容と、看護の固有の役割を法律で規定していくフランスの看護の特徴について報告する。

キーワード：看護教育、フランス、カリキュラム、ヨーロッパ互換単位、専門看護師

I. はじめに

医療の高度化と医療ニーズの多様化によって、看護師の役割拡大をはじめとした専門職種間の独自の機能と役割分担を見直したうえで、協働と連携は、国際的な共通の課題になっている。OECD report¹⁾によると、看護の専門分化は進んでいるが、高度の実践を担うAPN (Advanced Practice Nursing) が確立され処方権を持つNP (Nurse Practitioner) が活動するアメリカをはじめ、イギリス、オーストラリア、アイルランドなど国によってその業務権限は異なる。日本においても、医師不足、サービスの質の改善、コスト抑制を背景に、看護師の役割拡大、高度実践能力をもつ看護師の活路についての議論があり、一部で教育が始まっている。

高度実践看護師APN (Advanced Practice Nursing) は、国によって差はあるが、概括すると、NPs (Nurse Practitioners) とCNSs (Clinical Nurse Specialists) に分けられる。Nps (Nurse Practitioners) は、主としてプライマリケアを担い、ファーストコンタクト、慢性期医療のフォローアップ、薬剤処方等一定の医師の代替役割を担う。CNSs (Clinical Nurse Specialists) は、病院に勤務し指導的ナースとして医療サービスの

改善を担う。

高度実践看護師APNs (Advanced Practice Nursing) の教育要件として多くの国で大学院学位 (修士) が推奨されている。看護専門職の教育を高等教育の学位システムで保証していくことは、世界の流れである。

フランスはEU (ヨーロッパ連合) の中でも、看護教育の歴史は長く、早くから専門看護師、管理看護師を国家資格として制度化してきた。しかし、北米を始めとした先進諸国が看護基礎教育を学士教育に位置付けているのにもかかわらず、フランスは3年間の専門学校 (IFSI: L'institute de Formation en soins Infirmière) で教育をおこなっている。

2010年を目途に、EUヨーロッパ連合は、学位の共通化を目指したボローニャ・プロセスL-M-D学位システムの下に、ヨーロッパ教育圏の単位互換créditsを可能にする高等教育改革を押し進めてきた²⁾。EU内での教育の流動化と移動が自由になり、将来の労働の単一市場に向けての流れは、フランスの看護師にとっても例外ではない。その流れに、フランスの看護教育がどのように対応してきたのか、本稿では、2009年に改訂された現行カリキュラム³⁾を通して、職業の自律と高等教育への模索について述べる。

II. フランスの医療の概略 (表1)

フランスの医療制度は比較的日本の制度に似ているといわれる。健康保険の皆保険制度と病院へのフリーアクセスが可能である(現在、かかりつけ医制度の導入をおこない制限をしている)。詳細については、刀根、篠田の報告に詳しいが^{4),5)}、概略について述べる。

1. 国民皆保険制度(業種毎の保険に加入)。医療費は、窓口で一旦全額を支払ったあと保険でカバーする金額が後に戻ってくる償還制。
2. 医薬分業制と同様の仕組みが、診察、検査、治療、与薬等の医療システム全体に行き渡っている。
3. 在宅入院制度(Hospitalization à Domicile; HAD) 医師の処方により患者の居宅において継続治療が患者家族の同意のもとにおこなわれる、病院医療チームと開業医との連携。将来の在宅ケアへの準備。HADの管理看護師は院内外の専門職を調整する高度のジェネラリストである。

また、看護職には2種類があり、看護師infirmièreは、水準Ⅲ3年課程(医療補助職)で保健省の管轄であり、助産師sage-femmesは、水準Ⅲ4年課程(医療職)で教育省の管轄である。他に、看護補助職Aides-soignantsの1年課程があるが、その職務権限から単純に日本の准看護師と同等に見做すことはできない。

III. フランスの看護教育カリキュラム

ヨーロッパ諸国は、古くは1967年に看護教育に関するヨーロッパ協定にはじまり、現在まで、看護の定義、免許制度や業務など調整を図ってきた経緯がある⁶⁾。現在は、EU指令によって、看護教育プログラムは理論学習と実習を各々1/2に規定しなければならない。社会のニーズによって看護教育のカリキュラムは変遷してきた。フランスは、免許制度のみならず看護の定義とその「固有の役割」について、職業関連法によって詳細な規定をしている。表2では、法制定の歴史についてまとめた^{7),8)}。

2009年9月より新カリキュラムがスタートした。それまで運用されてきた1992年3月カリキュラムは、それ以前の看護教育を変革し、質の向上に貢献してきた。それは、看護基礎教育は3年(4760時間)でおこない、看護師国家免許の一本化(精神科看護師、看護師の区別の廃止)、学校の名称を看護学校(École d'Infirmières)から看護教育施設(IFSI: L'institute de Formation en Soins Infirmier)へ、そして、生徒(エレヴ)は学生(étudiant)へと改称された⁹⁾。

そして、2009年カリキュラムでは、資格要件として10のcompétencesコンピテンシー、大学教育課程資格とヨーロッパ単位互換180créditsについて規定した¹⁰⁾。

表1. 医療従事者数 (Professions de santé en 2013)

	2000	2005	2011	2012	2013	
						住民 10万対
(医療職)						
医師	194,000	205,864	208,727	216,762	218,296	333
歯科医師	40,539	41,083	40,941	40,599	40,833	62
助産師	14,353	16,550	18,070	19,128	20,235	137
薬剤師	58,407	67,484	71,797	72,811	73,670	112
(医療補助職)						
看護師	382,926	452,466	534,378	567,564	595,594	909
理学療法士	52,056	60,364	70,780	75,164	77,778	119
作業療法士	7,535	8,079	8,539	13
言語聴覚士	13,483	15,909	19,963	21,220	21,902	33
視能訓練士	2,137	2,588	3,396	3,655	3,826	6
足治療士	11,579	12,085	12,430	19

Sources : Drees ; Insee, estimations de population au 1^{er} janvier 2012.
la densité des sages-femmes est calculée sur la population féminine de 15 à 49 ans.

*: 人数はフランス本土のみ

表2. 看護関連法の制定

1902年	通達	看護師についての最初の定義
1907年	L'ecole d'infirmieres de la Salpêtrière.	最初の近代的教育
1922年	(デクレ：政令)	職業適正証
1938年	(デクレ：政令)	看護師国家免状 創設 Diplôme d'Etat
1946年		看護師免許の義務化 小児専門看護師制度
1951年	(デクレ：政令)	管理看護師学校（フランス赤十字）の創設
1965年	リヨン国際高等看護学校（EIEIS）開設（現存しない）	
1975年	Cadre infirmière	管理看護師資格（CCI）
1978年		看護に関する新しい定義「Role Propre固有の役割」
1992年	(アレテ：省令)	看護師国家免状取得のためのカリキュラム関連法
2004年	(デクレ：政令) 11のコンピテンシー	と職業規定
2009年		看護師国家免状取得のためのカリキュラム関連法

Sources <http://www.infirmieres.com/profession infirmiere>
C, D., Fresney et al: Le métier D'infirmière en France.

1. ボローニャ・プロセスと看護教育（図1）

1999年イタリアのボローニャにおいて、2010年までに高等教育の質の保証を始めとする学位のヨーロッパ共通資格などの教育改革を進めていくことが合意された（ボローニャ宣言）。その内容は、L-M-D学位システム（L学士3年、M修士5年、D博士8年）とし、ECTS（ヨーロッパ連合共通単位認定制度）を実現させることであった。各国はEU内の流動的な教育、就労に向けて、教育の質保証をはじめとしたディプロマについて検討してきた。

現在、フランスの看護教育は、専門学校での教育であるが、L-M-D学位システムは、これらの職業教育においても例外ではなく、4600時間ないし3年間の理論・実習をおさめた看護師などに大学の一般教育課程修了証書（Licence Professionnelle）を授与するという

ものである。実際には、医学部教育課程1年次の履修が可能であり、他の教科目についても大学が認定したもののについて、180 créditsをEU互換単位として認める。

1993年9月29日の l'arrêté（アレテ：省令）は、高等教育・研究大臣と保健大臣の共同署名により、国家免許をもつ看護師が学士、修士を取得することを奨励し、高等教育修了証へ道を開いたと云える。さらに、2009年には、エクス-マルセイユ大学、国立公衆衛生学校でのマスタープログラムが実現した¹¹⁾。

「一般教育課程修了証書」は、三年間の教育課程を経た者に学位を授与する教育機関から与えられる Licence Professionnelle（Bachelor Degreに相当）を保有しているフランスの看護師にとって、将来ヨーロッパ共通市場への参入を容易にする制度でもある。

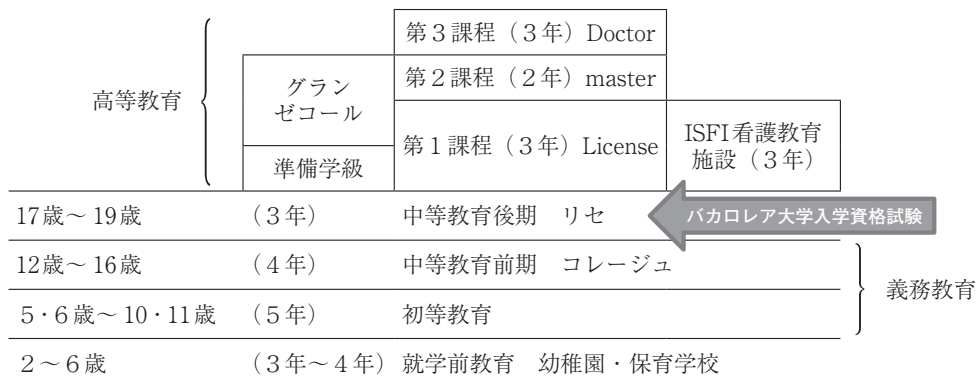


図. 1 フランスの高等教育制度

2. 2009年看護教育カリキュラムについて（表3）

2009年カリキュラムは、3年間で、理論1800時間、実習2100時間、フィードバック・スーパーバイジング・チュートリアル300時間、自己学習900時間を含めた総時間5100時間を指定している。これは、1992年カリキュラムに比し、総時間340時間の増である。しかし、内訳をみると、理論学習2380時間から580時間を、実習（病棟実習含む）2380時間から280時間を、それ以外のフィードバック・スーパーバイジング・チュートリアルなどに充当していることになる。カリキュラムの内容と時間数については表3に記した。互換単位は、理論学習120 crédits、実習は60 créditsである。

2009年のカリキュラムでは、10のコンピテンシーが示されたことである。これに従い学位取得のための10の学習領域が組織されスキルが明示された。

〈10のコンピテンシー〉

看護活動の中心となる能力

1. アセスメントと看護診断能力
2. 看護計画の立案と看護実践能力
3. 日常生活を支援する能力
4. 看護診断と根拠になる理論の習得
5. 健康予防と教育の基本的知識の習得

専門職に共通する能力

1. ケアの意義を伝え協働する能力
2. ケアの質を分析し職業間のケアを改善する能力
3. 専門的、科学的なケアの研究能力
4. ケア介入の調整能力
5. 専門職や学生を組織するための情報能力

実習（Les Stages）（表4）は、健康維持とケアについて臨床で学ぶ。3年間で60週2100時間が必要である。1学期に6の実習が準備されている。最初のセメ

表3. 2009年看護師国家資格のためのカリキュラム概要

I. 理論学習	1800 H (120 Credits)
1. Sciences Humaines et droit (255 H en tout) : 150 H à 191 H d'enseignements universitaires ; ヒューマンサイエンスと人権 計255 H (大学課程150 H～191 H)	
2. Sciences biologiques et médicales (540 H en tout) : 405 H à 540 H d'enseignements, universitaires ; 生物学と医学 540H (大学課程405 H～540 H)	
3. Sciences et techniques infirmières (255 H en tout) : 49 H à 65 H d'enseignements universitaires (initiation à la démarche de recherche) ; 看護科学と技術255 H、大学課程；研究過程 49～65 Hを含む	
4. Sciences et techniques infirmières, interventions (430 H en tout) : 25% des cours magistraux, soit 26 H d'enseignements universitaires ; 看護技術と介入430 H (25%は授業及び大学課程の講義)	
5. Intégration des savoirs et optionnelle (235 H en tout) : 知識の統合と選択科目235 H (optionnelleは、インターンシップなど)	
6. Méthode de travail et anglais (85 H en tout) : selon disponibilité 医療英語 85 H (状況に応じて)	
II. フィードバック・スーパーバイジング・チュートリアル	300 H
III. 自己学習	900 H
IV. 臨床実習	2100 H ECTS 60 Credits
セメスター1 : 5週間	
セメスター2・3・4・5 : 各10週間	
セメスター6 : 15週 (最大10週間まで実習)	
total 5100 H	ECTS 180 Crédits

Sources: Ministère de la Santé et Sports: l'arrêté du 31 juillet 2009 relatif au diplôme d'État d'infirmière (JO 07 août 2009)

表4. 3年間の実習の配置

セメスター1 9月～2月22～20週 30 Credits			セメスター2 2月～8月 30～20週 30 Credits			セメスター3 9月～2月22～20週 30 Credits			セメスター4 2月～8月30～20週 30 Credits			セメスター5 9月～2月22～20週 30 Credits			セメスター6 9月～2月22～20週 30 Credits		
実習	授業	バカ ンス	実習	授業	バカ ンス	実習	授業	バカ ンス	実習	授業	バカ ンス	実習	授業	バカ ンス	実習	授業	バカ ンス
5週	15週	2週	10週	10週	10週	10週	10週	2週	10週	10週	10週	10週	10週	2週	15週	5週	2週
1年						2年						3年					
授業60週						実習60週						ヴァカンス28週					

Sources: BO Santé-Prot ection social -Solidarit s n  2009/ du 15 ao t 2009, page 282.

スターに5週間の実習1クールがあり、第2、3、4、5セメスターに各10週間の実習がある。第6セメスターの15週の実習期間は、授業と2分してもよく最大10週まで実習をおこなうことができる。各々の実習には、ECTS（ヨーロッパ単位互換）が付与される。理論学習と実習その他を入れて、ECTSはセメスターに30 cr dits、1年間に60 cr dits が取得できる仕組みになっている。そして各セメスターの終わりには、実習評価がCAC（Commission d'Attribution des cr dits de Formation）単位授与委員会に送られる¹²⁾。

実習には、インターンシップによって実習手当が支給され、週当たり1年次23 、2年次30 、そして3年次には40 が支給される（1  =  134, 2013. 9. 21）。

上述のように、フランスの看護師資格取得のためのカリキュラム時間は、日本の保健師助産師看護師学校養成所指定規則による97単位以上で3000時間¹³⁾ 及び看護系大学の卒業要件単位数の平均127.8単位（文部科学省高等教育局医学教育課調べH18年）と比較すると多い。

国が定めた授業料は、165 でありそのうち認定された教育施設の授業料免除は110 である。2011年度のIFSIの在籍者数は、1学年から3学年まで87,745人である（表5）。

表5. IFSI（看護教育施設）在籍数（2011年）

	女性	男性	total	(内外国籍)
1学年	25,258	5,351	30,609	243
2学年	23,936	4,705	28,641	217
3学年	24,185	4,310	28,495	217
計	73,379	14,366	87,745	677

sources:

DRESS La Formation aux profession de la sant  2011 s rie Staistiques N  178Avril 2013.

IV. 固有の役割（Role Propre）と専門看護師について

フランスの看護師の職業行為については、2004年7月のd cret（デクレ：政令）n  2004-802 du 29 juillet 2004、その職業関連法R4311-1からR4311-9に記してある。特にR4311-5条では、「固有の役割」（Role Propre）の42のリストを列記している。この「固有の役割」は、看護師の独自の役割であるとともに医師と看護師の役割分担でもある。「固有の役割」の内容について、詳しく述べている篠田論文を参照⁵⁾。

概略は、1. 公衆衛生に関するもの 2. 褥創の予防とケア 3. バイタルサインのチェック 4. 呼吸循環系の処置管理（分泌物の吸引、気管内吸引、酸素療法、人工呼吸器の管理、肺ドレナージ、噴霧療法）5. 消化管チューブ管理（栄養チューブ、強制栄養、胃内容吸引、胃洗浄）6. 生殖・泌尿器系（採尿、24時間尿の観察、導尿、膀胱カテーテルの監視）などが規定してある。

また、R4311-5条から9条では、(1) 看護師が独自に判断・決定しておこなうもの、(2) 救急の場合を除き医師の処方箋・プロトコルにもとづいて看護師が単独でおこなうもの、(3) 処方箋にもとづいて鎮痛薬を自主的に使用できる、(4) 緊急の場合、いつでも医師が介入できる状況下でおこなうもの、(5) 医師の介助者としておこなうもの、という条件下で行使できるものを定めている。

看護師免許取得後の専門分野として、小児看護師 puericultrice、麻酔看護師 Infirmi re-anesth siste、手術看護師 Infirmi re de bloc op ratoire、教育・管理看護師 Diplome de cadre de sant の国家資格が準備されている。小児看護師は卒業すぐに1年間の教育を受けることができるが、麻酔看護師、手術看護師は、2年の臨床経験のあと2年間の教育を受ける。教育・管理看護師は4年の臨床経験のあと、2年の教育

を受けることができる。管理看護師については、更に3段階の資格に分けられる。これらの教育機関はIFSI(看護教育施設)に併設されていることが多い。

統計によると¹⁴⁾これらの専門看護師(小児専門看護師、麻酔看護師、手術看護師、管理看護師)は全体の8.6%(2009年)を占めている(表6)。

専門看護師に限っておこなうことができる行為については、(1)麻酔看護師は、医師の処方あるいは包括指示または臨席において、全身麻酔、局所麻酔、術直後蘇生覚醒及びリカバリルームでの経過観察をおこなう。(2)小児専門看護師は、発達健診、発育と成長観察及び新生児の栄養について責任を持つ。(3)手術室看護師は、手術室内管理、リスクマネジメント、各部署との調整に責任を持つことができる。

これらの専門看護師とは別に、開業看護師の制度がある。フランスでは、すべてのコメディカルに開業権がある。開業看護師は専門看護師である必要はなくオフィスを持ち開業している。

V. まとめ

フランスの看護師教育は、3年間の専門学校の教育である。先進国が看護教育の大学化に早くから取り組み、北米では修士の学位が一般的になってきている。フランスでも職業団体や教育者から大学化の要望が出されてきた経緯はある。しかし、それには賛否両論あり、看護師の学位保持者が少ない現況では、看護大学化は医学部に参入し、看護の教育を医師のイニシアチブに委ねることになるという意見も見られた。結局、フランスは、看護教育の大学化という進展に求めず、

現行の専門学校IFSI: L'institute de Formation en soins Infirmièreの教育内容を、大学課程の単位として認めていく方法を定めた。2009年のカリキュラム改訂は、EUの学位システム改革に呼応して、フランスの看護師のBachelor Degree(学士の学位)への道を開き、将来の大学化への道の一步になるのかもかもしれない。

フランスの看護職は、法律上、医療補助職に含まれる。しかし、体表面の抜糸、術後のマーゲンチューブや手術創のドレーンの抜去、創洗浄などを独自の判断でおこなうことができる。

これは、看護師が実行可能な「固有の役割」の項目が詳細に法律で定められているからである。しかも、この「固有の役割」は、医療施設に限らず、在宅看護や、病院以外の保健施設でも看護師であれば、実行可能な行為として認められている。このように、看護が独自に判断し実行できる行為を明文化してある点は、日本との大きな違いであろう。この「固有の役割」の規定によって、学位のみに依拠せずに、フランスの看護師の自律と職業へのコミットメントを促進してきたといえる。また、「固有の役割」は、手術看護師・麻酔看護師・小児看護師などの専門看護師の職業行為についても定めているので、看護を続けていくキャリア形成の動機付けになっていると思われる。

2009年改正カリキュラムは、4年を経過して、フランスの看護教育にどのような変革や影響をもたらしたのか今後も追跡していきたいと思う。

表6. 専門看護師の年次推移

year	2000	2003	2006	2009	学校数 2011
専門看護師 総数	27,900	32,700	37,200	43,000	総数 125
inf.Puericultrice 小児看護師	10,200	11,600	13,200	15,000	33
inf.Anesthésiste 麻酔看護師	5,400	6,400	7,200	8,100	29
inf.de Bloc Operatoire 手術看護師	3,700	4,800	5,500	6,200	24
Cadre infirmières 教育・管理看護師	8,600	9,900	11,300	13,700	39
看護師総数	383,200	422,800	464,900	502,500	
専門看護師の占有率	7.3%	7.7%	8.0%	8.6%	

Sources : infirmières Ages de moins de 65 ans, actifs au 1er janvier, France entière repertoire Adeil, La profession infirmières. DRESSより改編 INSEE, Serie Statistiques/N° 178 Avril 2013.

【文献】

- 1) Marie-Laure Delamaire, Gaetan Lafortune: Nursing in Advance Roles: A Description and Evaluation of Experiences in 12 Developed Countries, OECD Health Working Papers NO.54, OECD, Paris. Jul.8.2010.
- 2) Ministère de l'éducation nationale: l'arrêté du 25 avril 2002 relatif de master MENS 0200982A
- 3) Ministère de la Santé et Sports: l'arrêté du 31 juillet 2009 relatif au diplôme d'État d'Infirmier (JO:07 août 2009)
- 4) 刀根洋子: フランスの医療と看護の動向. インターナショナル・ナーシング・レビュー, 30(3), 96-100, 2007.
- 5) 篠田道子: フランスにおける医師と看護師の役割分担. 海外社会保障研究, spring No.174, 30-41, 2011.
- 6) Cathrine Duboys Fresney, georgette Perran: Le métier D'infirmière en France. Que sais -Je, Sixième édition, Presses Universitaires de France 2009, Paris.
- 7) Sources: http://www.infirmieres.com/profession_infirmiere2013.9.
- 8) Cathrine Duboys Fresney, georgette Perran: Le métier D'infirmière en France. Que sais -Je, Sixième édition, Presses Universitaires de France 2009, Paris.
- 9) l'arrêté du 23 mars 1992 relatif au diplôme d'État d'Infirmier
- 10) l'arrêté du 31 juillet 2009 relatif au diplôme d'État d'Infirmier (JO 07 août 2009)
- 11) Marie-Laure Delamaire, Gaetan Lafortune: Nursing in Advance Roles: A Description and Evaluation of Experiences in 12 Developed Countries, OECD Health Working Papers NO.54, OECD, Paris. Jul. 8. 2010.
- 12) Sources: http://www.infirmieres.com/Deroulement_des_etudes_en_soins_infirmieres_apres_le_concours.9/15,2013.
- 13) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 (昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号) 最終改正: 平成二五年二月一四日文部科学省・厚生労働省令第一号, 看護師等養成所の運営に関する指導要領 (平成13年1月5日健政発第5号) (最終改正: 平成24年7月9日医政発0709第11号)
- 14) INSEE, Serie Statistiques / N.178 avril 2013.

(2013年10月17日受付、2013年12月2日受理)

Nursing education in France —2009's curriculum reform and establishment of LMD system

Yoko TONE

【Abstract】

In response to the European higher education reform, the nursing education system was also confronted with significant problems in France where the introduction of nursing education into universities had been discussed. It was stipulated in the nursing curriculum reformed in 2009 that a certificate as "licence professionnelle" is given to university students and at the same time 180 ECTS-credits are awarded after completion of 5100 hours' learning in conformity to the curriculum in three years, provided that theoretical study and practical training are distributed at the same ratio in the curriculum as instructed by the European Directive. This paper presents the nursing education system in France that has been changed by combining the LMD system with the traditional hospital-based school of nursing, and the nursing profession in France characterized by the specific scope of nurse practices ("role propre") defined by the decree.

Key words: nursing education, France, curriculum, European credit transfer and accumulation system (ECTS), clinical nurse specialist